

基発第 0416001 号
平成15年4月16日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

作業環境測定機関の登録等の処理要領の改正について

作業環境測定機関の登録等の処理要領については、昭和51年2月18日付け基発第207号「作業環境測定機関の登録等について」により定めているところであるが、今般、事務簡素化等を図るため、作業環境測定機関登録報告書の送付の手続きについては下記のとおりとするので了知されたい。

なお、当該報告の送付については、平成15年度分より遺漏のないよう取り扱われたい。

記

- 1 記のIの4の(5)の「四半期」を「年度」に、「翌月15日」を「翌年度4月15日」に改める。